

◆◆◆◆◆ 主な記事 ◆◆◆◆◆

- 史跡宇治川太閤堤跡発掘調査を公開…2面
- 源氏ろまん2012…3面
- パブリックコメントを募集…4面
- 市民情報短信(募集)…5面
- 情報BOX…6・7面
- 防災 他…8面



9.15
平成 24 年
(2012)
第 1656 号
● 毎月 1 日・15 日発行

発行 宇治市
編集 広報課
☎611-8501 宇治市宇治詰葛33
☎ 22-3141 (代表)
FAX 20-8779
ホムパ〜ジ
http://www.city.uji.kyoto.jp/
携帯 http://www.city.uji.kyoto.jp/m/
パソコンサービス ☎ 20-8777

被災者の皆さんの生活再建支援に全力で取り組んでいます

閤被災者支援窓口

宇治市に甚大な被害をもたらした豪雨災害から、1 カ月が経過致しました。この災害において、亡くなられた方に心より哀悼の意を表しますとともに、被災された市民の皆様にも、謹んでお見舞い申し上げます。

また、多くの皆様から心温まる貴重なご支援をいただき、心から厚くお礼を申し上げます。市では、国・府等の関係機関と協力し、被災者の方に安心して生活を再建していただけるよう、早期復旧に取り組んでおります。皆様からいただいたご寄付は、災害見舞金として活用させていただくことと致しました。

被災者生活再建支援制度

災害により、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給します。

- 対象…豪雨災害により、居住する住宅が全壊・大規模半壊の被害を受けた世帯。なお、住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費用等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体または解体されるに至った世帯を含む。
- 支給額…住宅の被害程度に応じて支給する基礎支援金と住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金の合計額(下表参照)。なお、1人世帯の場合は、各該当欄の金額の4分の3を支給)
- 申請期限…次のとおり
 - ①基礎支援金=災害発生日から13カ月以内
 - ②加算支援金=災害発生日から37カ月以内
- 必要書類…次のとおり
 - ①基礎支援金=申請書、リ災証明書、住民票、振り込み口座のわかる通帳の写し等
 - ②加算支援金=契約書(住宅の購入、賃借等)
 ※その他の書類が必要になる場合があります。
- 申し込み…上記の必要書類を、郵送か直接、被災者支援窓口(〒611-8501 住所省略可)へ。

表①:住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

支給額	住宅の被害程度	
	全壊等	大規模半壊
100万円	100万円	50万円

表②:住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

支給額	住宅の再建方法		
	建設・購入	補修	賃借(公営住宅を除く)
200万円	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は、合計で200万円(補修は100万円)

災害見舞金

市では、寄付をお寄せいただいた皆さんに代わって、今回、下記の対象者に住宅の被害程度に応じて、生活の安定に役立つための見舞金をお渡しします。

- 対象…豪雨災害により、住民登録のある居住する住宅が全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊(床上浸水)の被害を受けた世帯
※ただし、1戸に2世帯以上が同居している場合は、いずれか1つの世帯
- 支給額…居住する住宅が受けた被害の程度に応じた額(右下表参照)
- 申し込み…リ災証明書の交付時に配布する申請書に必要事項を書き、郵送か直接、被災者支援窓口(〒611-8501 住所省略可)へ。

表:災害見舞金

支給額	住宅の被害程度		
	全壊	大規模半壊・半壊	一部損壊(床上浸水)
10万円	5万円	1万円	

その他の支援制度

9月7日発行の市政だより号外等でお知らせした支援制度や京都府の支援制度があります。詳しくは、市ホームページ等に掲載している他、被災者支援窓口へお問い合わせください。

被災者支援窓口をご利用ください

市では、豪雨災害による被災者の皆さんの生活再建に向けた支援制度の案内や相談のための窓口を開設しています。窓口では、公的支援制度を掲載したしおりを配布しています。

- 開設期間…9月23日(日)まで
午前9時～午後7時
(土・日曜日、祝日も開設)
- と ころ…市役所1階市民交流ロビー
- 問い合わせ…被災者支援窓口(☎28-4020)

証明書の発行手続き

リ災証明書～「調査済証」をお持ちください～

市では、被害を受けた家屋の被害状況調査を行い、建物所有者または当該建物に居住している人に、リ災証明書を交付します。この証明書は、被害の程度をお知らせするとともに、各被災者支援制度の利用に必要です。詳しくは、市ホームページに掲載している他、被災者支援窓口へお問い合わせください。



- ◆ところ…市役所1階市民交流ロビー
- ◆持ち物…調査済証(A4・緑色)、印鑑、本人確認のできるもの
※建物所有者(=納税義務者)の代理人等、本人・同居親族以外の方が代理で申請する場合には、委任状が必要です。

被災証明書(被災証明申出受理書)

自動車等に被害を受けた人へ、被災証明書を交付します。申請方法については、市ホームページに掲載している他、被災者支援窓口へお問い合わせください。

閤被災者支援窓口

◆配布は発行日の前々日から3日間。問い合わせは、(株)ダイコク(フリーダイヤル)☎0120-013912へ。